

令和3年度組合運営の基本方針

新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会経済活動が停滞し、農業関係においても業務需要が落ち込むなど、農業経営の安定に甚大な影響が広がっています。また、近年は集中豪雨や大型台風、地震など自然災害が多発し、今まで被害を受けていなかった地域にも大きな災害をもたらしています。

このような状況の中、政府は中長期的な政策の農政の指針となる第5次「食料・農業・農村基本計画」を策定し、自然災害の頻発に対応した防災・減災対策を重視し、農業経営の安定化については農業保険（収入保険事業及び農業共済事業）の加入推進の重要性を明記しています。

徳島県においては、昨年7月の梅雨前線による日照不足や9月の台風10号、年明けからの寒波の影響により、水稻や農業用ハウス等の園芸施設、建物等に被害が発生しました。徳島県農業共済組合（「以下、NOSA I 徳島」という。）は被災組合員の営農継続を支援するため、迅速な現地評価による損害の認定や速やかな共済金の支払い、収入保険加入者へのつなぎ融資の実施や保険金の支払い等、農業経営の安定に寄与してきたところです。

NOSA I 徳島は、令和3年度においても、引き続き自然災害への備えとして、全ての農業者へ「農業経営のセーフティネット」を提供するため、一層の農業保険の普及拡大に取り組みます。昨年から導入した「地域グループ制」の推進体制の下、農業者のニーズに沿った補償内容の提供を行う等、より丁寧な訪問活動を実践することで農業者のリスク低減に取り組みます。

特に収入保険事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を含むオールリスク対応の保険として、その役割を果たすべく組織を挙げた加入拡大に取り組み、農業者の経営安定を力強く支援してまいります。また農業共済事業においても、行政、農業関係団体との連携をさらに強化し、園芸施設共済の加入拡大及び農機具共済の地震等担保特約の推進等を重点課題として取り組みます。

一方、組合運営においては、徹底した業務運営の効率化、合理化に取り組むとともに、更なるコンプライアンスの徹底を図ることで、健全かつ適正な事業運営を推進してまいります。

NOSA I 徳島は、農業経営のさまざまなリスクに対して、「備えあれば憂いなし」の農業生産体制の幅広い構築に向けて、全役職員が一丸となって、つぎの取り組みを実践します。

令和3年度 事業計画書

1 共済目的の種類別の概数、引受実績及び計画

共済目的等 項目	組合員数	農作物共済		家畜共済									
		水稻	麦	死産									
				搾乳牛	雌牛繁殖用	育成牛	肥育成牛・	雌馬繁殖用	肥育成馬・	種豚	肉豚	種乳用牛種	種肉用牛種
区域内の概数	戸 30,845	a 914,800	a 7,600	頭 3,216	頭 3,754	頭 1,574	頭 29,124	頭 0	頭 20	頭 3,976	頭 33,889	頭 0	頭 0
前年度引受実績	25,169	590,521	7,473	2,655	1,783	827	15,076	0	0	679	0	0	0
本年度引受計画	24,500	580,000	7,600	2,958	1,986	921	16,795	0	1	700	100	0	0
本年度予定引受率	% 79.4	% 63.4	% 100.0	% 92.0	% 52.9	% 58.5	% 57.7	% 0.0	% 5.0	% 17.6	% 0.3	% 0.0	% 0.0

共済目的等 項目	家畜共済						果樹共済					畑作物共済
	疾病傷害						収穫				樹体	大豆
	乳用牛	肉用牛	一般馬	種豚	種乳用牛種	種肉用牛種	うみんかしゅう	指定かんきつ・ゆず	なし	うめ	うみんかしゅう	
区域内の概数	頭 3,088	頭 19,067	頭 20	頭 3,976	頭 0	頭 0	a 23,500	a 7,600	a 8,600	a 2,100	a 24,500	a 1,600
前年度引受実績	2,666	8,314	15	0	0	0	3,503	1,084	1,382	663	4,192	167
本年度引受計画	2,952	9,206	15	60	0	0	3,630	1,120	1,400	630	4,230	160
本年度予定引受率	% 95.6	% 48.3	% 75.0	% 1.5	% 0.0	% 0.0	% 15.4	% 14.7	% 16.3	% 30.0	% 17.3	% 10.0

共済目的等 項目	園芸施設共済										任意共済		その他	備考
	ガラス室		プラスチックハウス								建 物	農 機 具		
	I類	II類	I類	II類	III類	IV類甲	IV類乙	V類	VI類	VII類				
区域内の概数	棟 -	棟 23	棟 3	棟 5,652	棟 1,116	棟 673	棟 135	棟 108	棟 125	棟 177	棟 50,200	台 33,400		
前年度引受実績	-	8	1	1,734	483	358	70	33	58	103	29,537	1,547		
本年度引受計画	-	8	1	2,465	581	500	92	36	67	124	27,957	1,623		
本年度予定引受率	% -	% 34.8	% 33.3	% 43.6	% 52.1	% 74.3	% 68.1	% 33.3	% 53.6	% 70.1	% 55.7	% 4.9		

2 農業共済事業の規模

ア 農作物、家畜、果樹、畑作物、園芸施設共済事業の規模

共済目的等		項目		共済金額	共済掛金			保険料 (D)	交付 (納入) 保険料(E) =(B)-(D)	手持共済 掛金	備考
		引	受		総額 (A)	国庫 負担金(B)	農家 負担金(C)				
		本年度 予定	前年度 実績	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
農作物	水稻	580,000 a 18,618,000 kg	590,521 a 18,955,768 kg	3,239,532	8,228	4,114	4,114				
	麦	7,600 a 94,240 kg	7,473 a 92,677 kg	1,790	66	33	33				
	計	587,600 a 18,712,240 kg	597,994 a 19,048,445 kg	3,241,322	8,294	4,147	4,147	20	4,127	8,274	
家畜	死 廃	搾乳牛	2,958 頭	2,655 頭	669,426	41,274	20,637	20,637			
		繁殖用雌牛	1,986	1,783	490,558	3,506	1,753	1,753			
		育成乳牛 (子牛等は農家選択)	921	827	275,301	1,940	970	970			
		育成・肥育牛 (子牛等は農家選択)	16,795	15,076	4,985,630	41,124	20,562	20,562			
		繁殖用雌馬	0	0	0	0	0	0			
		育成・肥育馬	1	0	150	2	1	1			
		種豚	700	679	55,000	2,049	1,024	1,025			
		肉豚	100	0	1,000	86	43	43			
	小計	23,462	21,020	6,477,065	89,981	44,990	44,991	62	44,928	89,919	
	疾 病 傷 害	乳用種種雄牛	0	0	0	0	0	0			
		肉用種種雄牛	0	0	0	0	0	0			
		小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		乳用牛 (子牛は農家選択)	2,952	2,666	51,563	38,022	19,011	19,011			
	肉用牛 (子牛は農家選択)	9,206	8,314	45,581	14,756	7,378	7,378				
一般馬	15	15	30	16	8	8					
種豚	60	0	450	80	40	40					
小計	12,233	10,995	97,624	52,874	26,437	26,437	1	26,436	52,873		
計	乳用種種雄牛	0	0	0	0	0	0				
	肉用種種雄牛	0	0	0	0	0	0				
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	35,695	32,015	6,574,689	142,855	71,427	71,428	63	71,364	142,792		

共済目的等			項 目		共済金額	共 済 掛 金			保険料 (D)	交付 (納入) 保険料(E) =(B)-(D)	手持共済 掛 金	備 考
			引	受		総 額 (A)	国 庫 負担金(B)	農 家 負担金(C)				
			本年度 予 定	前年度 実 績	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
果	収 穫	半相殺減収総合一般方式 うんしゅうみかん	3,630	3,503	47,215	3,220	1,610	1,610				
		災害収入共済方式 指定かんきつ(ゆず)	1,120	1,084	16,442	391	195	196				
		半相殺減収総合短縮方式 なし	1,400	1,382	72,800	3,450	1,725	1,725				
		半相殺減収総合一般方式 うめ	630	663	1,794	190	95	95				
		小計	6,780	6,632	138,251	7,251	3,625	3,626	3,546	79	3,705	
樹	樹 体	うんしゅうみかん	4,230	4,192	209,380	332	166	166				
		小計	4,230	4,192	209,380	332	166	166	21	145	311	
		計	11,010	10,824	347,631	7,583	3,791	3,792	3,567	224	4,016	
畑 作 物	大豆		160	167	110	4	2	2				
	計		160	167	110	4	2	2	1	1	3	
園 芸 施 設	ガ ラ ス 室	I 類	-	-	-	-	-	-				
		II 類	8	8	41,347	33	16	17				
	プ ラ ス チ ッ ク ハ ウ ス	I 類	1	1	217	21	10	11				
		II 類	2,465	1,734	1,166,903	26,699	13,349	13,350				
		III 類	581	483	1,310,315	11,187	5,593	5,594				
		IV 類甲	500	358	1,595,227	12,739	6,369	6,370				
		IV 類乙	92	70	584,719	5,651	2,825	2,826				
		V 類	36	33	248,753	1,321	660	661				
		VI 類	67	58	23,647	277	138	139				
VII 類	124	103	28,916	475	237	238						
計		3,874	2,848	5,000,044	58,403	29,197	29,206	8,857	20,349	49,546		
合 計					15,163,796	217,139	108,564	108,575	12,508	96,065	204,631	

イ 任意共済事業の規模

項目 共済目的		引 受		共済金額	共済掛金、賦課金			保険料 B	保険手数料 C	手持共済掛金 D=A-(B-C)	備 考
		本年度予定	前年度実績		総 額	共済掛金 A	事務費賦課金				
建 物	総 合	棟 3,126	棟 3,035	千円 28,415,740	千円 83,245	千円 68,511	千円 14,734	千円 33,298	千円 5,161	千円 40,374	
	火 災	24,831	26,502	234,736,940	202,600	111,443	91,157	60,780	24,616	75,279	
農 機 具	損 害	台 1,623	台 1,547	3,413,120	16,703	12,181	4,522	0	0	12,181	
計				266,565,800	302,548	192,135	110,413	94,078	29,777	127,834	
保 険 割 合		総合（地震等）		50%	保 険 手 数 料 率		総 合		15.50 %		
		総合（地震等以外） 火災		30%			火 災		40.50 %		

3 引受計画と実施方策

(1) 農作物共済

ア 水稻

(一筆方式)

- (ア)各地で開催される関係機関の会議等に積極的に参加し、農業保険の周知徹底を図り、加入者確保に努めます。
- (イ)引受状況の改善と事務の効率化を図るため、「営農計画書及び水稻共済加入申込書」の一体化処理により、作付状況の把握に努めます。
- (ウ)補償割合及び単位当たり共済金額の選択について説明し、農家に合った補償内容を提案します。
- (エ)低被害農家の不公平感の是正のため、適正な危険段階別共済掛金率を設定します。
- (オ)掛金徴収事務に当たっては、口座振替による掛金納入を推進します。また、過年度における掛金等未納農家に催告状を発出し、未収共済掛金等の完全徴収に取り組みます。
- (カ)生産技術及び農作業効率の向上を図り、稲作経営の安定を支援するため、専門技術者による講習会を開催します。
- (キ)顧客リストに基づく未加入者に対する地域重点的な戸別訪問を計画的に実施し、青色申告者には収入保険の推進を行い、それ以外の者には水稻共済への加入推進を実施します。
- (ク)令和3年産で一筆方式が廃止となるので、戸別訪問、掛金払込通知書配布時に半相殺方式、地域インデックス方式、全相殺方式のパンフレットにより令和4年産に移行する方式等を提示し加入推進します。

イ 麦

(一筆方式)

- (ア)経営所得安定対策との連携及び関係団体等から情報を得て、作付状況を把握し適正な引受を行います。
- (イ)低被害農家の不公平感の是正のため、適正な危険段階別共済掛金率を設定します。
- (ウ)掛金徴収事務に当たっては、口座振替による掛金納入を推進します。
- (エ)顧客リストに基づく未加入者に対する地域重点的な戸別訪問を計画的に実施し、青色申告者には収入保険の推進を行い、それ以外の者には麦共済への加入推進を実施します。
- (オ)令和3年産で一筆方式が廃止となるので戸別訪問、継続加入時にパンフレットにより半相殺方式、地域インデックス方式、全相殺方式

の説明を行い農業者の意向を確認して加入推進します。

(2) 家畜共済

死亡廃用共済

ア 牛（乳牛・肉用牛等）

- (ア) 死亡廃用共済と疾病傷害共済をセットとした推進を継続しながら、農家のニーズに即した加入方式での引受推進を実施します。
- (イ) 顧客リストの整備を行い、推進計画に沿った戸別訪問を実施し、丁寧な制度等の事業内容及び収入保険制度の説明を行い、農業者の理解を得ながら加入推進を実施します。
- (ウ) 関係団体と連携を図り、新規飼養者や未加入農業者の把握に努め顧客リストを整備し、加入推進については、戸別ニーズに即した提案型推進を実施し、加入の促進を図ります。
- (エ) 低被害農家の不公平感の是正のため、適正な危険段階別共済掛金率を設定します。
- (オ) 徳島県家畜保健衛生所及び指定開業獣医師との協力・連携により、未加入者の飼養状況等の把握に努めます。

イ 馬（一般馬）

関係機関との連携により、引き続き加入資格農業者の情報収集に努め顧客リストを整備し、戸別訪問による加入意思の確認を継続して行います。

ウ 豚（種豚・肉豚）

- (ア) 顧客リストの整備及び関係機関との連携による情報収集に努め、対象家畜の飼養状況の把握に取り組みます。
- (イ) 顧客リストを活用し、未加入農業者に対する役職員による戸別訪問を引き続き実施し、丁寧な制度等の事業内容及び収入保険制度の説明を行い、制度への理解と普及を推進します。

疾病傷害共済

ア 牛（乳牛・肉用牛等）

- (ア) 死亡廃用共済と疾病傷害共済をセットとした推進を継続しながら、農家のニーズに即した加入方式での引受推進を実施します。
- (イ) 顧客リストの整備を行い、推進計画に沿った戸別訪問を実施し、丁寧な制度等の事業内容及び収入保険制度の説明を行い、農業者の理解を得ながら加入推進を実施します。
- (ウ) 関係団体と連携を図り、新規飼養者や未加入農業者の把握に努め顧

客リストを整備し、加入推進については、戸別ニーズに即した提案型推進を実施し、加入の促進を図ります。

- (エ) 低被害農家の不公平感の是正のため、適正な危険段階別共済掛金率を設定します。
- (オ) 徳島県家畜保健衛生所及び指定開業獣医師との協力・連携により、未加入者の飼養状況等の把握に努めます。

イ 馬（一般馬）

関係機関との連携により、引き続き加入資格農業者の情報収集に努め顧客リストを整備し、戸別訪問による加入意思の確認を継続して行います。

ウ 豚（種豚）

- (ア) 顧客リストの整備及び関係機関との連携による情報収集に努め、対象家畜の飼養状況の把握に取り組みます。
- (イ) 顧客リストを活用し、未加入農業者に対する役職員による戸別訪問を引き続き実施し、丁寧な制度等の事業内容及び収入保険制度の説明を行い、制度への理解と普及を推進します。

家畜診療所

- (ア) 家畜診療所は、指定開業獣医師と連携して家畜共済事業の推進を図ります。また、徳島県家畜保健衛生所の協力を得て、畜産農家に関する飼養状況等の把握に努めます。
- (イ) 家畜診療所収支の健全化を図るため、より一層の経費削減と共済金額の増額及び子牛・胎児の非選択加入の解消を重点とした加入拡大を実施し、診療収入の確保に取り組みます。
- (ウ) 飼養管理指導及び繁殖指導を実施し、畜産農家の事故率低減と生産性の向上に取り組みます。

(3) 果樹共済

ア うんしゅうみかん(収穫)

- (ア) 関係機関が開催する会議、栽培管理等の実習・研修へ参加し、果樹栽培への知識を深めるとともに、栽培農家で組織する生産部会等に積極的に参加し、農業保険の説明を行います。
- (イ) 顧客リストに基づく未加入者に対する地域重点的な戸別訪問を計画的に実施し、青色申告者には収入保険の推進を行い、それ以外の者には果樹共済への加入推進を実施します。
- (ウ) 加入者の園地台帳の整備及び更新を行い、適正な引受を行います。

- (エ) 関係機関との連携により、基準となる収量の適正な設定を行います。
- (オ) 低被害農家の不公平感の是正のため、適正な危険段階別共済掛金率を設定します。

イ ゆず（収穫）

- (ア) 関係機関が開催する会議、栽培管理等の実習・研修へ参加し、果樹栽培への知識を深めるとともに、栽培農家で組織する生産部会等に積極的に参加し、農業保険の説明を行います。
- (イ) 顧客リストに基づく未加入者に対する地域重点的な戸別訪問を計画的に実施し、青色申告者には収入保険の推進を行い、それ以外の者には果樹共済への加入推進を実施します。
- (ウ) 加入者の園地台帳の整備及び更新を行い、適正な引受を行います。
- (エ) 関係機関との連携により、基準となる収量の適正な設定を行います。
- (オ) 低被害農家の不公平感の是正のため、適正な危険段階別共済掛金率を設定します。

ウ なし（収穫）

- (ア) 関係機関が開催する会議、栽培管理等の実習・研修へ参加し、果樹栽培への知識を深めるとともに、栽培農家で組織する生産部会等に積極的に参加し、農業保険の説明を行います。
- (イ) 顧客リストに基づく未加入者に対する地域重点的な戸別訪問を計画的に実施し、青色申告者には収入保険の推進を行い、それ以外の者には果樹共済への加入推進を実施します。
- (ウ) 加入者の園地台帳の整備及び更新を行い、適正な引受を行います。
- (エ) 関係機関との連携により、基準となる収量の適正な設定を行います。
- (オ) 低被害農家の不公平感の是正のため、適正な危険段階別共済掛金率を設定します。

エ うめ（収穫）

- (ア) 関係機関が開催する会議、栽培管理等の実習・研修へ参加し、果樹栽培への知識を深めるとともに、栽培農家で組織する生産部会等に積極的に参加し、農業保険の説明を行います。
- (イ) 顧客リストに基づく未加入者に対する地域重点的な戸別訪問を計画的に実施し、青色申告者には収入保険の推進を行い、それ以外の者には果樹共済への加入推進を実施します。
- (ウ) 加入者の園地台帳の整備及び更新を行い、適正な引受を行います。
- (エ) 関係機関との連携により、基準となる収量の適正な設定を行います。
- (オ) 低被害農家の不公平感の是正のため、適正な危険段階別共済掛金率

を設定します。

- (カ)令和3年産で樹園地方式が廃止となるので、戸別訪問、継続加入時にパンフレットにより半相殺方式、全相殺方式の説明を行い、農業者の意向を確認して加入推進をします。

オ うんしゅうみかん(樹体)

- (ア)関係機関が開催する会議、栽培管理等の実習・研修へ参加し、果樹栽培への知識を深めるとともに、栽培農家で組織する生産部会等に積極的に参加し、改正制度及び収入保険制度の説明を行います。
- (イ)顧客リストに基づく未加入者に対する地域重点的な戸別訪問を計画的に実施し、青色申告者には収入保険の推進を行い、それ以外の者には果樹共済への加入推進を実施します。
- (ウ)加入者の園地台帳の整備及び更新を行い、適正な引受を行います。
- (エ)関係機関との連携により、基準となる金額の適正な設定を行います。
- (オ)低被害農家の不公平感の是正のため、適正な危険段階別共済掛金率を設定します。

(4) 畑作物共済

大豆

- (ア)地域再生協議会との連携により経営所得安定対策による営農計画書等での有資格農業者を把握し、適正引受による引受拡大に取り組みます。
- (イ)顧客リストに基づく未加入者に対する地域重点的な戸別訪問を計画的に実施し、青色申告者には収入保険の推進を行い、それ以外の者には畑作物共済への加入推進を実施します。
- (ウ)低被害農家の不公平感の是正のため、適正な危険段階別共済掛金を設定します。
- (エ)令和3年産で一筆方式が廃止となるので、戸別訪問、継続加入時にパンフレットにより半相殺方式、全相殺方式の説明を行い農業者の意向を確認して加入推進します。

(5) 園芸施設共済

- (ア)顧客リスト整備のため現地調査を行い、耕作者や型式、設置面積等の情報収集に継続して取り組みます。また、この顧客リストに基づき、未加入農業者に対する戸別訪問を計画的に実施し、丁寧な事業内容の説明を行うとともに積極的な加入推進を実施します。
- (イ)制度の見直しによる補償の充実、選択肢の拡充を丁寧に説明し農業

者の求める補償内容を提案することで、新規加入者増、継続加入者の確保に努めます。

- (ウ) 低被害農家の不公平感の是正のため、適正な危険段階別共済掛金率を設定します。
- (エ) 新規就農者の情報・新規事業及び増設棟等の情報収集のため、農業協同組合の生産部会及び関係機関が開催する会議に参加し、積極的な情報交換に努めます。
- (オ) 補償の充実を図るために加入農家に対して、被覆期間に変更が生じた場合は、必ず組合へ通知をするよう周知を徹底いたします。
- (カ) 行政等と連携を図りながら、国及び県等が実施する補助事業申請農家の把握に努め、未加入農家の推進に取り組みます。
- (キ) 農業協同組合の生産部会及び農家に対して、集団加入による共済掛金及び一斉加入受付による事務費賦課金の割引措置など、有益な情報、制度の内容を周知共有することで、締結団体の集団加入率向上、未締結生産部会との締結に取り組みます。

(6) 任意共済

ア 建物共済

- (ア) 加入資格を遵守した適正な加入推進を行うため、資格審査の徹底を図ります。
- (イ) 組合員の保有する資産を把握するため建物台帳の整備を行い、効率的な加入推進に取り組みます。
- (ウ) 組合員の資産を守るため、家具類の加入、臨時費用担保特約及び小損害実損てん補特約の附帯を提案し、補償の拡充に努めます。
- (エ) 農業保険加入者で建物共済未加入者への積極的な推進を行います。

イ 農機具共済

- (ア) 農機具共済未加入者への効率的な推進を図るため、農業機械販売店等との連携強化に努め、情報交換に取り組みます。
- (イ) 令和3年度より導入する地震等担保特約の附帯を提案し、補償の拡充に努めます。
- (ウ) 農業保険加入者で農機具共済未加入者への積極的な推進を行います。

ウ 保管中農産物補償共済

制度の内容について、補償対象農産物となる農作物、果樹及び畑作物共済加入者に対して周知を行います。

(7) 農業共済事業のニーズ調査

本県において実施していない共済品目(未実施品目)及び引受方式(未実施方式)についてアンケート調査を行い、農業者のニーズを把握します。

4 損害評価の適正化

(1) 農作物共済

- (ア) 損害評価会委員及び職員による見回り調査を実施し、作柄及び被害状況を早期に把握します。
- (イ) 悉皆調査等で確認することが困難な登熟不良等の発生状況を把握するため、定点による調査を実施します。
- (ウ) 損害評価について、評価日程、申告方法などを損害評価員や広報紙を通じて組合員に周知し、被害申告漏れのないよう徹底します。
- (エ) 損害評価員を対象とした評価研修会を開催し、損害評価技術の向上・評価眼の統一及び分割評価基準の適用をはかり、公平公正な損害評価を実施します。
- (オ) 被害の実態に応じた評価地区を設定し、効率的な評価態勢を構築します。
- (カ) 迅速かつ適正な損害評価により、共済金の早期支払いに努めます。
- (キ) マルチローター式小型無人機(ドローン)を活用し、現地評価を補完するとともに適正な損害評価に努めます。
- (ク) 引受方式変更による損害評価が円滑に進むよう検見の方法等を記載したパンフレットを作成します。

(2) 家畜共済

- (ア) 事務取扱要領及び事務処理要領を遵守し、病傷事故診断書の内容を精査したうえで、その結果を関係獣医師に通知し、以後の診療に反映させるなど、診療業務の適正化に取り組みます。
- (イ) 無獣医地域での診療に支障がでないよう、徳島県家畜保健衛生所の協力を得て、県下全域での適切な獣医療水準を確保します。
- (ウ) 指定、開業獣医師に対して、病傷事故診断書の早期提出依頼を徹底し、共済金の早期支払いに努めます。

(3) 果樹共済

- (ア) 評価会委員及び職員による見回り調査を実施し、管内の作況、被害状況を早期に把握します。

- (イ) 現地において損害評価研修会を開催し、評価眼の統一をはかり、適正評価に努めます。
- (ウ) 徳島県農林水産総合技術支援センター並びに農業協同組合等からの情報収集により、損害評価の精度向上に取り組みます。
- (エ) 迅速かつ適正な損害評価により、共済金の早期支払いに努めます。
- (オ) マルチローター式小型無人機(ドローン)を活用し、現地評価を補完するとともに、適正な損害評価に努めます。

(4) 畑作物共済

- (ア) 損害評価会委員及び職員による見回り調査の実施や関係機関からの情報収集により、作柄及び被害状況を早期に把握するなど、迅速かつ適正な損害評価により共済金の早期支払いに努めます。
- (イ) 損害評価会で審議決定された分割評価基準表に基づく分割評価を実施し、公正な損害評価を行います。

(5) 園芸施設共済

- (ア) 速やかな事故発生通知を行うよう組合員に周知徹底し、迅速かつ適正な損害評価により共済金の早期支払いに努めます。
- (イ) 台風等の大災害時における損害評価に備え、本所及び各支所間の連携シミュレーション等を行うことにより、機動的な損害評価体制を構築します。
- (ウ) 現地評価研修会を開催し、評価眼の統一を図り、効率的な損害評価を行います。また、施設の設置状況図の整備・更新により、迅速かつ適正な損害評価を行い共済金の早期支払いに努めます。
- (エ) マルチローター式小型無人機(ドローン)を活用し、現地評価を補完するとともに、適正な損害評価に努めます。

(6) 任意共済

- (ア) N O S A I 協会が主催する損害評価研修会及び四国地区共済事業担当者会に参加し、評価技術の向上を図ります。また、広域災害に対する損害評価支援及び本所・各支所間の連携について評価訓練を実施し、大規模災害に備えた損害評価体制の構築に努めます。
- (イ) 速やかな事故発生通知を行うよう組合員に周知徹底し、罹災状況の確認等、迅速かつ適正な損害評価と共済金の早期支払いに努めます。
- (ウ) 農機具共済の全損事故に係る残存物については、適切な取り扱いを行います。
- (エ) マルチローター式小型無人機(ドローン)を活用し、現地評価を補完するとともに、適正な損害評価に努めます。

5 損害防止事業の実施方策

(1) 農作物共済、畑作物共済

(ア) 講習会等の開催

農作物栽培講習会を開催し、損害防止に向けた栽培技術等の普及啓蒙に努めます。

(イ) 防除機の貸し出し

組合の所有する乗用防除機、高圧噴霧器(動噴)を貸し出し、地域の実情に応じた効率的かつ有効な病虫害防除を支援します。

(ウ) 自走式草刈り機の貸し出し

自走式草刈り機(ハンマーナイフモア)を貸し出し、圃場のあぜ・法面及び休耕田等の雑草処理により病虫害の発生を抑制します。

(エ) その他水稻損害防止機器の貸し出し

背負式動力噴霧器、小型火炎放射器、水田溝切り機、土壌改良剤散布機を貸し出します。

(オ) 集団防除を行う組織等への助成

組合員で組織する防除団体等で実施する集団防除費用に対して一部助成を行います。

(カ) 情報提供

関係機関と連携し適切な損害防止措置を講ずるよう、イモチ病及びスクミリンゴガイ等の病虫害発生予察情報・高温障害予察情報を組合員に提供します。

(2) 家畜共済

(ア) 薬剤の配布

組合員ごとに慢性疾病の予防薬剤等を配布し、事故低減を図ります。なお、配布に際しては「動物用医薬品の使用の規制に関する法令」を遵守します。

(イ) 畜舎消毒

畜舎の衛生管理に効果的な煙霧消毒機を活用し、職員による畜舎消毒の実施と機械の貸し出しを行います。

(ウ) 衛生管理

損害防止に係る情報提供及び農家の実態に即した衛生管理指導を実施します。

(3) 果樹共済、園芸施設共済

(ア) チッパーの貸し出し

剪定作業後の枝葉をその場で細かなチップにする粉砕機（チッパー）を貸し出し、日当たりが良く防除等の管理作業のしやすい園地づくりを支援します。

(イ) 高圧噴霧器（動噴）の貸し出し

水田転作園地や中山間地、またハウス内での防除作業に適した動噴を貸し出しします。

(ウ) ラクハリ（ハウスフィルム展張機）の貸し出し

ハウスのビニール張り替えに便利な展張機「ラクハリ」を貸し出しします。

(4) 鳥獣害対策

(ア) 近年、増加している鳥獣害による農作物被害対策として、組合員が防護施設、器具等を設置した場合、要した費用の一部を助成します。

(イ) 鳥獣被害対策指導員（徳島県に登録された組合職員）が、防護柵等設置された施設及び対策について、鳥獣被害防止に効果的なものとなるよう助言・指導を行います。

6 収入保険の普及および加入推進方策

(ア) 関係機関及び農業関係団体を構成員とする「徳島県収入保険推進協議会」を中心に、関係機関との連携をより強力なものとし、農業者への円滑な普及推進を図ります。

(イ) 顧客リストの整備に努め、地域別、品目別の農閑期に集中推進を計画的に実施します。

(ウ) コロナ禍による影響を受けた農業者に「特例制度」の説明を丁寧に行い普及推進に努めます。

(エ) 収入保険と農業共済の加入推進活動を一体的に進め、より効率的な推進を図ります。

(オ) 関係団体が開催する会議、並びにNOSA I 部長会等で青色申告の普及及び収入保険の説明に努めます。

(カ) 青色申告及び選択加入となる他の類似制度について、全職員が知識習得に努め、適切なアドバイスを行い農業者から信頼される職員の育成を行います。

(キ) 適正な情報管理体制を構築し、青色申告に関する書類等個人情報の厳正な管理を徹底します。

7 執行体制の整備

(1) 事務執行体制の整備

- (ア) 理事会は、定款及び理事会運営規則に基づき年4回以上開催し、組合運営上の重要事項を審議し、組合運営の適正化を図ります。
- (イ) 理事会は、コンプライアンス・アクションプログラムを策定し、その達成状況を随時検証し、法令遵守態勢を構築します。また、コンプライアンス改善委員会を定期的で開催し、進捗状況を検証するとともに、外部委員の意見を踏まえた業務の改善に取り組みます。
- (ウ) 監事会は、定款及び監事監査規則に基づく定時監査を年2回開催するほか、必要に応じて臨時監査を実施し、適正な執行体制を構築します。
- (エ) 「個人情報の保護に関する規則」及び「特定個人情報等取扱規則」に基づき、組合が保有する個人情報及び特定個人情報の安全管理を徹底します。

(2) 共済部長（N O S A I 部長）の設置及び職務

行政における実行組等の集落単位を基本に「N O S A I 部長」を設置し、各種事業の引受や連絡、損害通知の受理など、組合員とのパイプ役として農業共済事業の普及推進の職務を担います。

(3) 職制及び職員の配置

- (ア) 総務関係業務は本所総務部に一元化し、事業関係業務は本所事業部の統括のもと、支所・石井分室のグループと連携した事業推進に取り組みます。また、テレビ会議を導入し、会議の省力化及び本所、支所、石井分室間の連絡体制を整備し情報共有を図ることで業務の効率化に努めます。
- (イ) 監理課は、定期的に内部監査を実施し、事務の履行状況について監査し、内部牽制機能の強化に取り組みます。また、監査結果に基づく指摘事項等の改善状況について確認し、業務の適正化を図ります。
- (ウ) 石井分室に家畜診療所、本所及び支所に家畜診療所詰所を設置し、組合員からの往診依頼に迅速に対応します。
- (エ) 実施体制の改善計画に基づき、本所と石井分室の統合時期を令和4年4月とし、1本所2支所体制への移行を進めます。
- (オ) 加入推進体制の拡充強化を図るため地域グループ制を導入し、農業保険の普及拡大に取り組みます。

(4) 研修体制及び計画

- (ア) 全職員を対象とした研修会を開催し、資質の向上及びコンプライアンスの意識高揚を図ります。
- (イ) 農林水産省及びNOSA I協会主催の研修・専門講習会等に計画的に参加させ、職員のスキルアップ及び能力の向上に取り組み、次世代を担う人材の育成の強化を図ります。

(5) 広報広聴活動の充実及び情報開示

- (ア) 広報紙を定期的に発行し、収入保険及び農業共済の内容を中心とした組合情報の提供を行い、制度の普及、定着に努めます。また、ホームページの定期更新を行い、組合員にとって分かりやすい情報の提供に努めます。
- (イ) 広報担当者会議を定期的に開催し、制度内容等を効果的にPRするための広報推進体制の強化を図ります。
- (ウ) 「農業共済新聞」の普及・定着に努め、四国版の充実を図るとともに農家経営に有益な情報を発信します。

(6) 事務機械化処理の実施方策

- (ア) 農業共済ネットワーク化情報システムの安定稼働と効率的運用に取り組みます。
- (イ) 個人情報保護のため、ネットワーク化情報システムのセキュリティー対策を実施し、情報管理体制を強化します。
- (ウ) 業務日報管理システムを活用し、業務内容の明確化と効率化を図ります。

(7) 予算統制の方策

- (ア) 予算執行状況を定期的に理事会に報告し、進捗管理を行うとともに、不断の経費節減を徹底する等、効率的な予算の執行に努めます。
- (イ) 理事会で決定した余裕金運用の基本方針に基づき、安全性を第一とした運用に努め、利息収入の確保と資産の保全を図ります。
- (ウ) 余裕金運用管理委員会を定期的に開催し、効率的な資金運用に取り組むとともに、随時理事会へ協議結果を報告するなど、資産管理の透明化を図ります。

8 社会貢献活動

全国統一の社会貢献活動「ふるさと見守り活動」の一環として、NOSA

A I 徳島は、「こども110番活動」及び「高齢者見守り活動」を継続して実施するとともに、新たな取り組みとして「産業廃棄物の不法投棄の通報等」を実施し、地域の安全・安心に貢献します。